

公益財団法人 土佐育英協会

令和8年度 奨学生募集要項

—ともしび奨学金(給付型)制度あり—



奨学生のことなら「土佐育英協会」



手続が簡単



大学・短大・専修学校生が対象

大学・短大は全国、専修学校は高知県内の私立2年以上の専門課程に限定



無利子で貸与、給付型もあり

卒業後1年経過してから返還開始、返還期間は15年間

給付型は、大学の貸与型応募者の中で給付型の上乗せ追加を希望する者から選考



受験予定でも応募可

内定後、合格通知提出で採用確定



成績や収入が基準外でも応募可

家庭の事情を配慮します。ただし応募者が多くなるほど採用の確率は下がります



子育てに優しい奨学生

産前産後休業や育児休業期間中の返還を猶予

ホームページ
<https://www.tosaikuei.jp>



－ 奨 学 金 の 特 徴 －

1 県の補助金を得ている公益財団法人土佐育英協会が運営しています

- ・高知県内の学生が大学・短大・専修学校に進学することを支援する育英団体で、県の補助金・本協会維持会員の会費・育英事業に共感された方々からの寄附金を主な財源として運営しています。

2 手続は簡単です

- ・奨学金の申請は貸与型が基本です。あとは返還不要の給付型を上乗せするかしないかだけです。
- ・申請は協会への直接申し込みとなります。
- ・申請書類は、ホームページ掲載の様式を印刷して使用することができます。

3 大学等の合否が未確定でも申請できます

- ・複数校を受験する予定、又は、合格発表を待っている段階でも応募できます。
- ・選考は内示として決定し、貸与確定は大学等合格の連絡を受けてからとなります。

4 貸与型奨学金は無利子貸与です

- ・奨学金は無利子貸与です。返還は貸与した額のみとなります。
- ・ただし、返還が遅延した場合は、遅延した額に年5パーセントの延滞利息が付きます。

5 給付型の「ともしび奨学金」は返還不要です

- ・ともしび奨学金は、貸与型奨学金に上乗せする形で大学生に給付します。
- ・大学の正規の修業期間を終了する月まで月額3万円を給付します。(2人/年)

6 就労が制限される産前産後休業・育児休業期間中は、奨学金の返還が猶予されます

- ・「子育てにやさしい奨学金」として、産前産後休業や育児休業を取得している方には、休業期間中、奨学金の返還を猶予します。

7 少々の基準超過であきらめないで、当協会独自の判定で採用になることがあります

- ・成績や収入の基準に収まっていることを理由に、受付を拒否することはありません。
審査は成績や収入だけでなく申請人の活動実績や家庭事情、過去の事例なども考慮して判定しますので、採用の可能性はあります。ただし応募者が多くなるほど採用の確率は下がります。

8 他団体奨学金との併給が可能です

- ・当協会としては併給可能ですが、他団体の併給の取扱いについては、他団体にご確認ください。
- ・併給になると返還が大変です。返還していくける額なのかしっかり検討しましょう。

9 気軽に相談できます

- ・申込方法や記載方法等わからないことは、電話やホームページから相談できます。
(電話) 088-873-8956 (ホームページ) <https://www.tosaikei.jp>

詳細を知りたい方は、土佐育英協会事務局に気軽にご相談ください。

※相談の受付は、平日の8時30分から16時30分まで行っています。

※ホームページでの相談は24時間受け付けていますが、受付時間内で回答できない場合は、翌日又は土日・祝日明けの回答となります。

< 令和8年度 貸与型奨学生の募集内容 >

1. 奨学金の種類・金額等

募集人員	給付・貸与区分	貸与期間	奨学生区分		貸与月額
50人程度	貸与 (無利子)	令和8年4月に入学※1 又は進級する下記3の(1)の本文に記載する学校※2の正規の修業期間を終了する月まで	専修学校奨学生 (修業年限が2年以上の専門課程)	高知県内に所在する私立	60,000円
			短期大学奨学生	国・公立	51,000円
				私立	60,000円
			大学奨学生	国・公立	51,000円
				私立	64,000円

※1 入学：転・編入学を含む。 ※2 3の(1)の本文に記載する学校：以下「大学等」という。

2. 募集期間

【第一次募集】 令和7年10月1日(水)～令和7年12月5日(金) 17:00 必着

【第二次募集】 令和8年2月2日(月)～令和8年4月3日(金) 17:00 必着

3. 応募資格

次の(1)～(3)のすべての要件を満たしていること。

(1) 学校教育法に基づく専修学校(修業年限が2年以上の専門課程で高知県に所在する私立の専修学校に限る。以下同じ。)、短期大学及び大学(大学院を除く。以下同じ。)に令和8年度に進学又は在学する者であること。

ただし、次の者は応募することができません。

① 外国大学の日本分校に進学又は在学する者

② 通信により教育を行う課程、別科及び専攻科に進学又は在学する者

(2) 高知県内に住所を有する者の子弟であること。

(注) 父母又はこれに代わる者(以下「父母等」という。)が、高知県内に住所を有していること。

なお、高知県内に本社を有する企業・団体等に雇用されている者で、県外支社に異動している場合及び県外他社に出向している場合は、高知県内に住所を有する者とみなします。

(3) 人物及び学業成績が優れ、かつ、学資の支弁が困難と認められる者であること。

(注) 学資の支弁が困難と認められる者とは、1年間の父母等の認定所得額が、収入基準額以下の者とします。(6頁の「認定所得額の算定方法・収入基準額について」を参照)

4. 奨学金の返還

奨学金は無利子とし、貸与を終了した月の属する年度の翌々年度から15年以内に、年賦、半年賦又は月賦により、本協会理事長が指定する金融機関の口座へ振込の方法で返還しなければなりません。

ただし、貸与した総額を15で除して得た額が6万円未満の場合は、1年間の返還額は6万円(最終返還年を除く。)となります。

貸与した全額又は一部を、いつでも繰り上げて返還することができます。

(注) 返還が遅延した場合は、遅延した額に年5パーセントの延滞利息が付きます。

5. 出願書類

次の書類を当協会事務局へ持参するか郵送してください。

- (1) 高等学校卒業見込者及び過年度卒業生で進学していない者。

- ① 奨学生願書（所定様式）
- ② 父母等の所得に関する証明書（別表1参照）
- ③ 同一生計全員の住民票の写し（原本）
- ④ 高等学校長の奨学生推薦調書（所定様式）※開封無効
- ⑤ 大学等の合格通知書又は入学許可書のコピー

※出願時に合格が確定していない者は、合格が確定次第提出してください。（提出期限は第二次募集期限の令和8年4月3日までとなっています。期限内に提出されない場合は、第一次募集応募者の奨学金の合格内示は取消しとなり、第二次募集の応募者は選考対象外となります。）

- (2) 大学等の在学者で進級する者。

- ① 奨学生願書（所定様式）
- ② 奨学生応募者調書（所定様式）
- ③ 父母等の所得に関する証明書（別表1参照）
- ④ 同一生計全員の住民票の写し（原本）
- ⑤ 在学証明書（学生証のコピーは不可）
- ⑥ 学業成績証明書（令和7年度前期分まで）

- (3) 高等学校卒業程度認定試験合格者で大学等に進学する者、転入学・編入学する者、大学等を卒業後新たに大学等に進学する者、以上に該当する者は出願書類について、当協会事務局へ電話又はホームページからお問合せください。

6. 願書の提出先

〒780-0870
高知市本町4丁目1番48-201号 高知文教会館 2階
公益財団法人土佐育英協会

7. 奨学生の選考及び決定

- (1) 公益財団法人土佐育英協会奨学生選考委員会において、出願書類をもって奨学生を選考のうえ、当協会理事長が奨学生を決定します。
- ・選考は、学力・家計の基準値を目安に、人物・特殊事情等を含め総合的に判断します。
 - ・家計基準は、3応募資格-(3)のとおりです。
 - ・学力基準は、貸与開始年度の学年が1年生の場合、高等学校の成績は平均3.2以上とします。（高等学校卒業程度認定試験合格者の場合、当該認定試験の成績でB以上が50%以上とします。）
 - ・貸与開始年度の学年が2年生以上の場合、申請時までの全履修科目的成績で良(B)以上が50%以上とします。
- (2) 選考結果については、奨学生を決定次第、本人に郵送にて通知します。
採用にならなかった者にも、その旨をお知らせします。
- (3) 奨学生選考委員会開催
【第一次募集】 令和7年12月下旬までに開催予定（結果は12月中に通知発送）
【第二次募集】 令和8年4月中旬までに開催予定（結果は4月中に通知発送）

8. 奨学生返還誓約書等の提出

奨学生返還誓約書は、本協会と奨学生及び連帯保証人A及びBとの間において借用金額、返還方法、連帯保証人等を明確にする大事な契約書となります。

奨学生決定の通知を受けた者は、願書記載の連帯保証人A（本人の父母又はこれに代わる者で独立の生計を営む身元確実な成年者、本人が未成年者の場合は親権者、親権者がいない場合は未成年後見人）及び連帯保証人B（本人と同一生計以外の者で令和8年4月1日における年齢が65歳以下で独立の生計を営む身元確実な成年者）と連署による「奨学生返還誓約書」に、次の①の書類を添えて提出していただきます。

なお、無職や年金収入のみの者、債務整理中の者は連帯保証人になれません。

- ① 連帯保証人A及びBの印鑑登録証明書（原本）

※年齢65歳以下の制限は、連帯保証人Bのみです。（昭和35年4月2日以降生まれの者）

※その他の提出書類に、②在学証明書と③振込口座用の通帳コピーがありますが、奨学生返還誓約書と一緒に提出する必要はありません。

※奨学生返還誓約書及び①②③の書類の提出時期については、奨学生採用決定通知時にお知らせします。

※前記奨学生返還誓約書等の書類が期限内に提出されない場合は、奨学生の振込を停止することになります。

※奨学生に決定した者を対象に、説明会を実施します。（令和8年5月中旬予定）

9. 奨学生辞退の届出

願書提出後に、奨学生願書記入の大学等に進学しなかった等の理由で奨学生となる資格がなくなったときは、直ちに当協会事務局へその旨を連絡してください。

10. 奨学生貸与の休止等

奨学生が次に掲げる事由に該当したときは、奨学生貸与の休止・停止又は廃止をすることがあります。

- (1) 休学又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業成績又は生活行動などの不良により、奨学生としてふさわしくないと認められたとき。
- (3) 転学又は退学したとき。
- (4) 傷い疾病などにより成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学生を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 父母等が高知県外に転居（単身赴任を除く。）したとき。
- (7) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となつたことが判明したとき。
- (8) 奨学生貸与規程に違反したとき。
- (9) 上記に掲げるもののほか、奨学生としてふさわしくない事実があったとき。

別表1 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち父母等は、次に示す区分に応じて必要な書類等を添付してください。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者で、具体的には次のとおりです。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該父又は母
- ③ 父母のいずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計をささえている者
(2人いる場合は2人それぞれ)

●全員が提出

区分	必要な証明書類等
必ず提出が必要な書類	<ul style="list-style-type: none">● 令和7年度所得額課税額証明書（原本）【市町村役場発行】 (令和6年1月～令和6年12月までの収入額及び所得額を証明するもの)

(注) 「所得額課税額証明書」の代わりに「住民税額決定通知書」や「源泉徴収票」を提出されても受付できません。

◆該当する場合に提出

区分	必要な証明書類等
1 年金所得がある場合	<ul style="list-style-type: none">◆ 令和7年中に発行された年金額改定通知書（コピー） 又は令和7年中に発行された振込額通知書（コピー）
2 失業中の場合 (令和6年中は就労していたが、応募時において失業中の場合)	<p>次の（1）又は（2）のいずれかの書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 雇用保険を受給している場合<ul style="list-style-type: none">◆ 雇用保険受給資格者証（コピー）【ハローワーク発行】(2) (1)以外の場合<ul style="list-style-type: none">◆ 無職・無収入申立書（別紙様式3）
3 収入が著しく減少した場合 (令和6年中は就労していたが、申込までの間に転職した場合、又は定年退職等により年金受給者となった場合など)	<p>次の（1）～（3）のいずれかの書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 給与所得がある場合<ul style="list-style-type: none">◆ 給与等の収入年間（見込）額証明書（原本）【会社発行】（別紙様式4）(2) 定年退職等により年金受給者となった場合<ul style="list-style-type: none">◆ 年金証書（コピー）◆ 給与等の収入年間（見込）額証明書（原本）【会社発行】（別紙様式4） ・・・令和7年1月以降に給与所得がある場合(3) (1)(2)以外の場合（事業所得がある場合）<ul style="list-style-type: none">◆ 税理士等第三者の証明がある帳簿のコピー（直近3ヶ月の収入金額や必要経費が記載され、所得金額が算出できるもの）

認定所得金額の算定方法・収入基準額について

奨学生に出願しようとする者は、次のⅠ～Ⅳにより算出される父母等の認定所得金額が、収入基準額以下であること。

$$\text{Ⅰ 所得金額} - \text{Ⅱ 特別控除額} = \text{Ⅲ 認定所得金額}$$

が Ⅳ 収入基準額以下

(注) 父母等とは、「別表1 所得に関する証明書等」の(注)書きの父母等と同じです。

I 所得金額の算定方法

所得金額とは、父母等の1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいう。
所得の種類に応じて、以下の方法で計算する。

(1) 紙与所得の場合

年間収入金額	所得金額
268万円以下	0円
269万円以上 400万円以下	収入金額 × 0.8 – 214万円
401万円以上 780万円以下	収入金額 × 0.7 – 174万円
781万円以上	収入金額 – 408万円

次の①から⑦は給与所得として扱う。

- ① 債給、給与、賞与
- ② 賃金 ⑤ 専従者給与
- ③ 役員報酬 ⑥ 年金
- ④ 歳費 ⑦ 扶助費、傷病手当

- 備考 1 収入金額及び所得金額は、1万円未満を切り捨てます。
2 紙与所得者が2人以上いる場合は、各人毎に計算を行います。
3 同一人で2つ以上の収入源があり、いずれも紙与所得の場合は、収入金額を合計した後で一
万円未満を切り捨てて適用します。
4 同一人で2つ以上の収入源があり、紙与所得と紙与所得以外の場合は、紙与所得については
上記により計算し、紙与所得以外は下記(2)により算出します。

(2) 紙与所得以外の場合

所得額課税額証明書に記載された所得額を所得金額とする。

【父母等の認定所得金額が、収入基準額以下であるかどうかの計算方法】

○父親の給与収入450万円、母親の給与収入300万円、申請者、中2生の4人家族の場合。

父親 450万円 × 0.7 – 174万円 = 所得金額(141万円)

母親 300万円 × 0.8 – 214万円 = 所得金額(26万円)

父親 141万円 + 母親 26万円 – 特別控除額中学校 46万円 – 申請者 74万円 = 認定所得金額(47万円)

収入基準額は4人家族の229万円なので、認定所得金額が収入基準額以下であることが確認できます。

○父親の自営業収入150万円、母親のパート収入150万円、申請者の3人家族の場合。

父親 所得額課税額証明書に記載された所得金額(150万円)

母親 収入 268万円以下、所得金額(0円)

父親 150万円 + 母親 0円 – 特別控除額申請者 74万円 = 認定所得金額(76万円)

収入基準額は3人家族の212万円なので、認定所得金額が収入基準額以下であることが確認できます。

II 特別控除額の算定方法

特別控除とは、前記1で計算した所得金額から控除する事を認められた金額をいう。

特別控除額は、下記の「特別控除額表」による。

【特別控除額表】

区分	特別の事情		特別控除額				必要な書類
世帯を対象とする控除 A	(1)母子・父子世帯 (2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	99万円					
		小学校	31万円				
		中学校	46万円				
				自宅通学	自宅外通学		
		高等学校	国公立	39万円	69万円		
			私立	88万円	118万円		
		高等専門学校 1~3年次	国公立	39万円	69万円		
			私立	88万円	118万円		
		高等専門学校 4~5年次	国公立	43万円	72万円		
			私立	87万円	116万円		
		大学・短期大学・ 大学院	国公立	74万円	121万円		
			私立	133万円	180万円		
		専修学校 高等 課程	国公立	39万円	69万円		
			私立	88万円	118万円		
			専門 課程	36万円	81万円		
			私立	102万円	147万円		
	(3)障害者のいる世帯	障害者(1級又は2級) 1人につき 99万円				障害者手帳(コピー) 又は療育手帳(コピー)	
	(4)長期療養(6か月以上)者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				医師等の診断証明書、別紙様式1及び領収書のコピー	
	(5)主たる家計支持者が別居している世帯	71万円				別紙様式2及び公共料金請求書・領収書等のコピー	
	(6)火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために基本的な生産手段(田・畠・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				災証明書のコピー、及び被害額及び1年間の支出増となる額(保険等で補てんされた額を除く)を証する書面のコピー	
本人を対象とする控除 B		専修学校・短期大学・大学 : 74万円					

(注1) A欄の(2)「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人分は含めません。

(注2) A欄の控除については、該当する項目が2つ以上ある場合は、これの特別控除を併せて控除することができます。

(注3) A欄の(5)は、離婚前の別居(不仲による別居を含む。)は、控除の対象とはなりません。

(注4) A欄の(3)・(4)・(5)及び(6)に該当する世帯は、申立書及びそれを証する書類(コピー)を添付してください。

III 認定所得金額の算定方法

前記Ⅰの所得金額から前記Ⅱの特別控除額を控除した金額(1万円未満切り捨て)を認定所得金額とする。

IV 収入基準額

収入基準額は下記「収入基準額表」の世帯人員(申込者本人を含む。)に対応する額とする。

前記Ⅲで算定した認定所得金額が収入基準額以下であれば、家計基準を満たしていることになります。

【収入基準額表】

世帯人員区分	収入基準額
1人	139万円
2人	198万円
3人	212万円
4人	229万円

世帯人員区分	収入基準額
5人	239万円
6人	250万円
7人	262万円

学生寮（土佐寮）の紹介



当協会では、東京都又はその近郊の大学(院)に進学される男子学生のために、東京都三鷹市で学生寮を運営しています。

土佐寮の位置図

- 1 対象は高知県に在住する方の子弟となっています。
- 2 総室数は68室あり、全室個室でエアコン完備、Wi-Fiが使用できます。
筋力を鍛える機器を備えたトレーニング室もあります。
- 3 食堂では、専属の調理人が朝夕の食事を用意します。
- 4 寮の場所は、JR吉祥寺駅下車徒歩15分、桜で有名な井の頭公園のすぐ近くです。
- 5 寮費は、住居費・施設改修費・食費・光熱水費込で月額61,900円と割安です。
※別途、自治会費が必要です。
- 6 審生は、皆高知県出身の学生ですので、初めての一人暮らしでも安心です。
- 7 募集は年2回行っています。募集期間以降は随時募集により受付ています。
一次募集 令和7年10月1日(水)～令和7年12月5日(金)
二次募集 令和8年2月2日(月)～令和8年3月6日(金)
随時募集 令和8年3月13日(金)～令和9年1月29日(金)
- 8 兄弟で入寮する場合、2人目の住居費が3分の2に減免されます。(ただし所得制限あり。)
- 9 一次募集で選考決定された学生は、入寮するまでの期間内(1月～3月)、1回につき10日を限度に無料で宿泊することができます。学生に同伴する保護者も宿泊できます。
ただし、入学試験や入学手続きに関する宿泊であることなど一定の条件があります。
(注)寝具代・食費については費用負担が伴います。

詳細は「土佐育英協会」のホームページを見ていただくか、協会事務局にご相談ください。

(ホームページ) <https://www.tosakuei.jp> (電話) 088-873-8956

奨学生願書記入上の注意等

「願書」は、選考上の大切な資料ですので、事実をありのままに記入してください。

連帯保証人予定者（父母等）の欄を除き、出願者本人が自筆で記入してください。

1. ともしひ奨学金(給付型)希望の有無

- ・「希望する」を選択できるのは、大学1学年に進学する者など、ともしひ奨学金の給付要件を満たしている者です。成績は高校平均4.0以上、卒業程度認定試験でB以上が70%以上が選考対象。

2. 本人の氏名等

- ・氏名は、本名を記入し「ふりがな」をひらがなで記入してください。
- ・生年月日を記入してください。和暦・西暦どちらでも可。
- ・現住所は出願時の住所を記入してください。

3. 連帯保証人予定者(父母等)の氏名等

- ・願書の内容を確認し、自署してください。
- ・現住所は出願時の住所を記入してください。

4. 本人の現況

- ・本人の現況の欄は、募集期間により、次の日を基準日として記入してください。
「一次募集」 令和7年10月31日現在
「二次募集」 令和8年2月28日現在
- ・「a・b・c」の区分欄は、いずれか該当するものに○印を付けてください。
- ・「a・b」に該当する方は、「学校名・卒業等」の欄に記入してください。
- ・「c」に該当する方は、ア～オのいずれか該当するものに○印を付け、別紙「奨学生応募者調書」を提出してください。

5. 令和8年度に進学予定又は転・編入学の大学等について

- ・受験校が複数の場合は、希望優先順に記入してください。
- ・「学校区分」は、該当する項目に○印を付けてください。
- ・「設置者別」は、該当する項目に○印を付けてください。(複数可)
- ・「学校名・学部・学科名等」は、正式名称を記入してください。
- ・「最短修業年限」は、上に記入した学校の学部・学科等の1年次からの正規の修業年限を記入してください。
- ・「入学・進級の学年」は、令和8年4月1日現在の在籍学年を記入してください。
- ・「学校所在地」の記入は、市町村名までとしてください。
- ・「合格発表日」は、願書提出時点で合格未確定の者のみ記入してください。

6. 同一生計の家族状況について

- ・「家族住所」欄の電話番号は、日中に必ず連絡が取れる番号を記入してください。
当協会から願書の記載内容及び添付書類についてお聞きするため電話を掛ける場合があります。
- ・「就学者を除く」「本人を除く就学者」の欄は、本人を除く家族全員について、令和8年4月1日現在で記入してください。

注：家族とは、同居・別居を問わず出願者本人と同一生計の方です。単身赴任、修学、病気療養などで、一時的に別居している者も該当します。

- ・「続柄」の欄は、出願者本人から見た続柄を記入してください。

例：父、母、兄、姉 等

- ・父母のいずれもいない場合は、主たる家計支持者（父母に代わって家計をささえている者）の氏名の前に○印（2人いれば2人とも）を付けてください。
- ・「就学者を除く」の「職業」の欄は、食品小売業、会社員、地方公務員などを記入してください。自営業の場合は、勤務先欄に屋号及び業務内容を具体的に記入してください。
- ・「勤務先」の欄は、〇〇商店、〇〇会社、〇〇小学校などのように具体的に記入してください。
- ・「本人を除く就学者」の欄の「設置者別」欄は、該当するものに○印をし、学校名、学年を記入してください。「通学別」欄は、該当するものに○印を付けてください。進学等で未決定の場合は、予定学校名を記入し、その横に「(予定)」と記入してください。
- ・就学者のうち、特別支援学校に在学する者がいる場合は、学校名の横に（小学部）又は（中学部）若しくは（高等部）などと記入し、専修学校に在学する者がいる場合は、学校名の横に（高等課程）又は（専門課程）などと記入してください。

注：「奨学生願書へ記入の就学者」と「令和8年度奨学生募集要項－II特別控除算定方法の【特別控除額表】（2）就学者のいる世帯に記載の就学者」との関係について

奨学生願書の「本人を除く就学者」欄へは、専門学校・各種学校及び大学校を含め全ての就学者を記入してください。なお、特別控除の対象は、学校教育法に基づき設置された「小学校」・「中学校」・「高等学校」・「特別支援学校（小学部・中学部・高等部）」・「大学」・「大学院」及び専修学校（高等課程・専門課程）に在学する者とします。

7. 土佐育英協会奨学金制度の利用状況について

- ・願書6に記入した「本人を除く就学者」及び「独立して生計を別にする兄弟姉妹」のなかで、当協会の奨学金を利用（貸与中、返還中）の者がいる場合は、利用者の氏名及び奨学生番号を記入してください。

例： 氏名（令和〇〇大〇〇）

8. 特別控除申告欄

特別控除は【特別控除額表】に列記のような事実がある場合で、その取扱いは次のとおりとします。

- ・本人を除く就学者の特別控除は、（予定）の場合も当該記載した学校に進学したものとみなして行います。
- ・【特別控除額表】の「世帯を対象とする控除A」のうち、「(1) 母子・父子世帯」、「(2) 就学者のいる世帯」及び「本人を対象とする控除B」については、特別控除申告欄への記入は必要ありません。
- ・「世帯を対象とする控除A」の「(3) 障害者のいる世帯」から「(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯」までに該当する者で特別控除を希望する者は、特別控除申告欄にそれらの事実を記載し、事実を証明する書類（【特別控除額表】に記載の「必要な書類」）を提出してください。

9. 奨学金を希望する理由

当協会の奨学金を希望する理由について、具体的に記入してください。

※ 願書の記入方法や提出書類等でご不明な点がありましたら、当協会事務局へお問い合わせください。

- 公益財団法人土佐育英協会事務局 → 電話：088-873-8956
- 土佐育英協会ホームページ → トップページ右上の「お問い合わせ」をクリック

Q & A (貸与型奨学金)

- Q 所得に関する証明書の代わりに、住民税額決定通知書や勤務先の源泉徴収票でもいいですか。
- A 1年間の全ての収入が記載されたものが必要ですので、必ず市町村役場発行の所得課税額証明書を提出してください。
- Q 収入がない場合でも、所得に関する証明書は必要ですか。
- A 所得が「0」であることの証明書が必要です。
- Q 兄弟2人で申請します。申請書類は2人分必要ですか。
- A 2人分必要です。ただし、住民票の写し(2人分が記載されている場合に限る)と父母等の所得に関する証明書は、1通で結構です。
- Q 書類を書き損じました、新しい書類をもらえますか。
- A ・平日の8:30～16:30に事務局に取りに来てください。
・または、ホームページ掲載の様式を印刷して使用してください。
・郵送希望の方は、住所・氏名・必要な書類の名称を明記し、140円切手を協会事務局に送ってください。折り返し郵送します。
※募集要項が必要な場合は、郵送料金が異なります。電話等で問い合わせてください。
- Q 奨学金が振り込まれる金融機関はどこですか。
- A 四国銀行の奨学生本人名義の口座に振り込みます。(支店はどこでもかまいません。)
奨学生本人が県内にいる間に、開設しておくことをお勧めします。
- Q 奨学金はいつ振り込まれますか。
- A 6月・8月・11月・2月の年4回の振込です。1回に3か月分をまとめて振り込みます。
- Q 高校・大学を卒業して就職した後、改めて大学へ進学する場合、奨学金の応募はできますか。
- A 応募資格の要件を満たしていれば、応募することができます。
- Q 奨学金の返済義務があるのは、奨学生本人ですか、親ですか。
- A 奨学金は奨学生本人に貸与しますので、返済義務は奨学生本人が負うことになります。
また、連帯保証人も本人と同等の返済義務を負うことになります。
- Q 住民票を提出する際、マイナンバーや本籍地の記載は必要ですか。
- A マイナンバー及び本籍地の記載は不要です。
- Q 入学準備金の制度はありますか。
- A 残念ながら、設けていません。
- Q 連帯保証人に代わる、機関保証の制度はありますか。
- A 残念ながら、設けていません。
- Q 返還は自動引落しできますか。
- A 残念ながら、できません。ご自分の口座のある銀行に、自動振込の方法をご相談ください。

令和8年度 ともしび奨学生募集要項

(返還不要の給付型)



大学生が対象

大学は、国の給付型奨学生として国又は自治体の確認を受けた大学に限定



返還不要の給付型

返還する必要がなく、生活費など学資以外の経費に充てることができます



貸与型奨学生 + 給付型奨学生

(無利子ですが返還を要します) (返還する必要がありません)

貸与型奨学生応募者の中で、ともしび奨学生を希望する者から選考します

令和8年度 ともしび奨学生の募集内容

高知県内に住所を有する者の子弟で、学業成績が極めて優秀で大学への進学を希望しており、学資の支弁が困難であると認められる者を対象に、ともしび奨学生を募集します。
ともしび奨学生は、返還の必要のない給付型奨学生です。

1. 奨学生の給付額

募集人員	給付・貸与区分	給付期間	奨学生区分		給付月額
2人	給付	令和8年4月に入学する 3応募資格の(3)に記載する 大学の正規の修業期間 を終了する月まで	大学奨学生	国・公・私立 の区分なし	30,000円

※入学：1学年からの入学とし、転入・編入は含まない。

2. 募集期間

【第一次募集】 令和7年10月1日(水)～令和7年12月5日(金) 17:00 必着

【第二次募集】 令和8年2月2日(月)～令和8年4月3日(金) 17:00 必着

3. 応募資格

次の(1)～(4)のすべての要件を満たしていること。

(1) 高知県内に住所を有する者の子弟であること。

(注) 高知県内に住所を有する者の「者」とは、父母又はこれに代わる者(以下「父母等」という。)をいい、高知県内に本社を有する企業・団体等に雇用されている者で、県外支社に異動している場合及び県外他社に出向している場合は、高知県内に住所を有する者とみなします。

- (2) 人物及び学力が特に優れ、かつ、経済的な理由によって修学が困難な者であること。
- (注) 修学が困難な者とは、1年間の父母等の認定所得額が、収入基準額以下の者とします。
(認定所得額の算定方法が、貸与型奨学生と若干異なります。次頁参照)
- (3) 学校教育法に基づく大学（通信課程、別科及び専攻科、大学院、外国大学の日本分校を除く。）のうち、給付型奨学生の対象校として国又は自治体の確認を受けた大学（「確認大学等」という。）の1学年に進学する者であること。
- (4) 本協会の貸与型大学奨学生に応募していること。

4. 出願書類

- (1) 次の書類を当協会事務局へ持参するか郵送してください。

① 土佐育英協会奨学生願書

※貸与型奨学生願書の中のともしび奨学生希望の有無欄で「希望する」を○で囲むことで願書とみなします。

② 他の書類については、貸与型の書類と重複しますので、提出は不要です。

5. 願書の提出先

〒780-0870 高知市本町4丁目1番48-201号 高知文教会館 2階
公益財団法人土佐育英協会

6. 給付型奨学生の選考及び決定

- (1) 公益財団法人土佐育英協会奨学生選考委員会において、出願書類をもって給付型奨学生を選考のうえ、当協会理事長が給付型奨学生を決定します。
- ・選考は、学業成績が特に優れている者・学資の支弁が困難と認められる者を主体として、人物や家庭事情を加味して総合的に判断します。
 - ・学資の支弁が困難と認められる家計の基準は、3応募資格の(2)のとおりです。
 - ・学業成績が特に優れている者とは、貸与開始年度の学年が1年生で、高等学校の成績が平均4.0以上の者とします。（高等学校卒業程度認定試験合格者の場合、当該認定試験の成績でB以上が70%以上とします。）
 - ・一次応募者と二次応募者を合わせ、二次の選考で2人を決定します。
- (2) 選考結果については、ともしび奨学生を決定次第、本人に通知します。
採用にならなかった者にも、その旨をお知らせします。
- (3) 奨学生選考委員会開催
【選考】 令和8年4月中旬までに開催予定 （結果は4月中に通知発送）

7. 奨学生辞退の届出

奨学生願書提出後に、願書記入の大学に進学しなかった等の理由で給付型奨学生となる資格がなくなったときは、直ちに当協会事務局へその旨を連絡してください。

8. 奨学金給付の休止等

奨学生が次に掲げる事由に該当したときは、奨学金給付の休止・停止又は廃止をすることがあります。

- (1) 休学又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業成績又は生活行動などの不良により、奨学生としてふさわしくないと認められたとき。
- (3) 転学又は退学したとき。
- (4) 傷い疾病などにより成業の見込みがなくなったとき。

- (5) 奨学生を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 父母等が高知県外に転居(単身赴任を除く。)したとき。
- (7) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となつたことが判明したとき。
- (8) ともしひ奨学金給付規程に違反したとき。
- (9) 必要な異動の届出がなされなかつたとき、又は提出書類に記入すべき事項を故意に記入せず、若しくは虚偽の記入をしたことが判明したとき。
- (10) 上記に掲げるもののほか、奨学生としてふさわしくない事実があつたとき。

9. 認定所得金額の算定方法・収入基準額等

貸与型奨学金との相違点のみを記載しています。

I 所得金額の算定方法

(1) 給与所得の場合

年間収入金額	所得金額ア (父母等の収入で最も高い方)	所得金額イ (父母等の収入でア以外の方)
268万円以下	収入金額 - 268万円	0円
268万円以上は、貸与型と同じ		

II 特別控除額の算定方法

【特別控除額表】

本人を対象とする金額 B	大学 : 74万円
--------------	-----------

※その他の「別表1所得に関する証明書等」・「Ⅲ認定所得金額の算定方法」・「Ⅳ収入基準額」・「Ⅴ所得に関する証明書」については、貸与型奨学金と相違ありません。

Q & A ともしひ奨学金(給付型)

Q 給付型奨学金のみ申請することはできますか。

A 貸与型奨学生応募者の中から、給付型奨学生の希望者を募って選考することになっており、給付型奨学生のみ申請することは出来ません。

貸与型奨学金(A)と給付型奨学金(B)の両方を申請する場合は、「A Bとも受給できる人」、「Aのみ受給できる人」、「A Bとも受給できない人」に分かれます。

Q 貸与型奨学金と給付型奨学金の両方を受給する場合、全額返還しなくてよいのですか。

A 返還しなくてよいのは、給付型奨学金の額のみです。

Q 給付型奨学金は、2学年以降からでも申請できますか。

A 1学年からの入学に限定していますので、申請できません。

ただし、年齢制限は設けていませんので、応募資格に該当する者が1学年に入学する場合は、申請可能です。

Q ともしひ奨学金はいつ振り込まれますか。

A 貸与型と同じ6月・8月・11月・2月の年4回の振込です。1回に3か月分をまとめて振り込みます。

公益財団法人 土佐育英協会

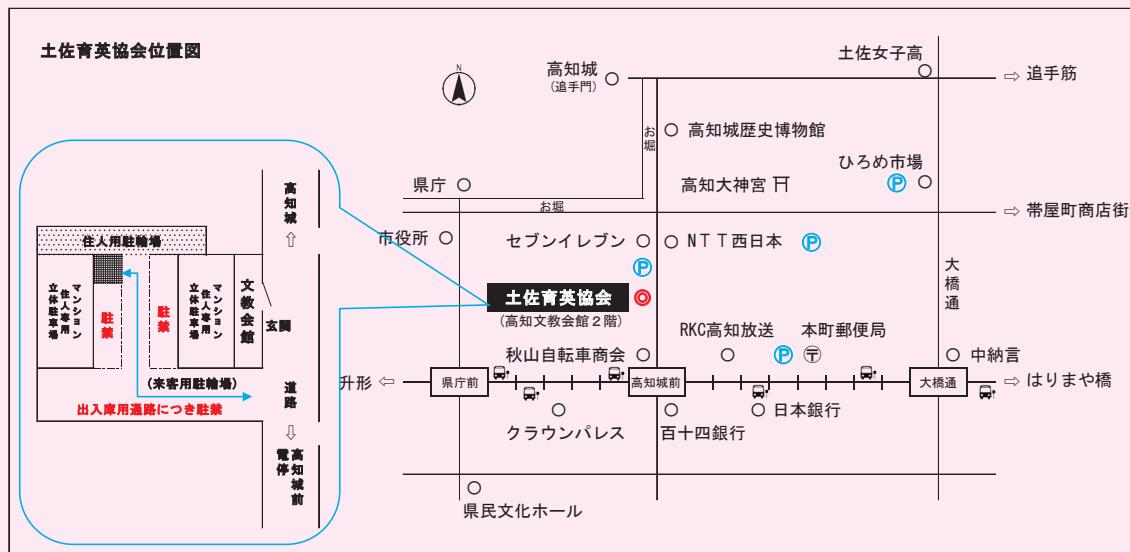
◇〒780-0870 高知市本町4丁目1番48-201号 高知文教会館 2階

◇電話・FAX 088-873-8956

◇ホームページ <https://www.tosaikuei.jp>

◇車でお越しの方は駐車場がありません。建物北側及び近隣に有料駐車場Pがあります。

◇バイク・自転車でお越しの方は、建物南側奥の駐輪場をご利用ください。



建物外観

